

特定空家等判定集計表

調査項目	特定空家等に該当する項目番号									
別紙1 「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」										
1. 建築物等の倒壊										
(1) 建築物	調査票1									
(2) 門、塀、屋外階段等	調査票2									
(3) 立木	調査票3									
2. 擁壁の崩壊	調査票4									
3. 部材等の落下										
(1) 外装材、屋根ふき材、手すり材、看板等	調査票5									
(2) 軒、バルコニーその他の突出物	調査票6									
(3) 立木の枝	調査票7									
4. 部材等の飛散										
(1) 屋根ふき材、外装材、看板等	調査票8									
(2) 立木の枝	調査票9									
別紙2 「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」										
1. 石綿の飛散	調査票10									
2. 健康被害の誘発										
(1) 汚水等	調査票11									
(2) 害虫等	調査票12									
(3) 動物の糞尿等	調査票13									
別紙3 「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」										
調査票14										
別紙4 「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」										
1. 汚水等による悪臭の発生	調査票15									
2. 不法侵入の発生	調査票16									
3. 落雪による通行障害等の発生	調査票17									
4. 立木等による破損・通行障害等の発生	調査票18									
5. 動物等による騒音の発生	調査票19									
6. 動物等の侵入等の発生	調査票20									

特定空家等に該当するか否かの総合判定

別紙1 「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」

総合判定		判定
保安上危険となるおそれのある状態と判断できる。		

※ ○の場合は特定空家等、×の場合は空家等

別紙2 「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」

総合判定		判定
衛生上有害となるおそれのある状態と判断できる。		

※ ○の場合は特定空家等、×の場合は空家等

別紙3 「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」

総合判定		判定
景観を損なっている状態であると判断できる。		

※ ○の場合は特定空家等、×の場合は空家等

別紙4 「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」

総合判定		判定
放置することが不適切である状態と判断できる。		

※ ○の場合は特定空家等、×の場合は空家等

総合判定結果
特定空家等 ・ 空家等
判定結果に至った理由